

庁名 甲府地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	8					10	5	5		5	5	6000円	6000円(当事者1名増すごとに3000円追加) (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	・当事者1名増すごとに1500円を2組追加(内訳:500円4枚、110円4枚、100円4枚、10円16枚) ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、甲府地裁会計課まで持参または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事調停	民事調停						5				10	5	800円		
民事執行	担保不動産競売申立て						1						110円	①請求債権額が2000万円未満…60万円 ②請求債権額が2000万円以上5000万円未満…100万円 ③請求債権額が5000万円以上1億円未満…150万円 ④請求債権額が1億円以上…200万円 ※二重開始事件は原則として30万円	
	強制競売申立て						1						110円		
	債務名義に基づく債権差押え	5					9		5		5		3840円		・債務者1人増えるごとに1220円増(内訳:500×2、110×2)
	養育費等に基づく債権差押え	5					9		5		5		3840円		・第三債務者1人(1社)増えるごとに1990円増(内訳:500×3、110×3、50×2、20×3)
	抵当権に基づく物上代位としての賃料差押え	5					9		5		5		3840円		
	財産開示	8					10	5	5		5	5	6000円		
	情報取得						1						110円	【不動産に係る情報取得の場合】 6000円 【給与債権に係る情報取得の場合】 第三者1名の場合:6000円 【預貯金等に係る情報取得の場合】 第三者1名の場合:5000円+110円切手を貼付した申立人宛返信用封筒	第三者が1名増すごとの加算 【給与債権に係る情報取得の場合】 2000円 【預貯金等に係る情報取得の場合】 4000円+110円切手を貼付した申立人宛返信用封筒
保全	債権仮差押	6					4		2		4		3620円		・債務者1人増すごとに1220円増(内訳:500×2、110×2)
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4					3		2		4		2510円		・第三債務者1人(1社)増すごとに2290円増(内訳:500×4、110×1、50×2、20×4)
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4					4						2440円		・法務局が1か所増すごとに1180円増(内訳:500×2、50×2、20×4)
保護命令	保護命令	4					6	11			8	8	4000円		
労働審判	労働審判	4					6	11			8	8	4000円		

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同廃	本人申立て	1,500円	右記の合計額	110円×債権者数+3 ※ ただし、甲府市内の事務所の弁護士が申立代理人として本庁に申し立てる場合には、原則として「110円×債権者数」になります。	11,859円 (官報公告費用)	・左記の手数料は、免責許可申立て手数料を含む額です。 ・郵便切手は、事件の内容や進行状況により、追加していただく場合があります。
	代理人申立て					
管財	個人	1,500円	右記の合計額	・債権者3名以下 110円×15	15,499円 (官報公告費用)	・左記の手数料(個人)は、免責許可申立て手数料を含む額です。 ・郵便切手は、事件の内容や進行状況により、追加していただく場合があります。 ・予納金は左記の官報公告費用のほかに、下記「管財予納金基準額表」の記載とおりですが、事案によって異なってくる場合があります(少額管財の事案は官報公告費用ほかに最低20万円を目安としています)。
	法人	1,000円	右記の合計額	・債権者4名以上 110円×債権者数×2+10	14,786円 (官報公告費用)	
	債権者申立て	20,000円	右記の合計額	①1000円×2 ②・債権者3名以下 110円×20 ・債権者4名以上 110円×債権者数×2+15 ①と②の合計		

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料 (収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10,000円	右記の合計額	110円×債権者数 ×2+10	13,744円 (官報公告費用)	・個人再生委員を選任する場合は、さらに郵便切手1,220円と予納金25万円の納付が必要です。 なお、この場合に予納金の分割納付を希望するときは事前にご相談ください。
通常再生			個人	右記の合計額	110円×債権者数 ×2+30	下記「通常再生予納基準額表」に記載の額 (官報公告費用はこの予納金から支出)
	法人					

管財予納金基準額表

負債総額(単位:円)	法人	個人
5,000万円未満	70万円	50万円
5,000万円～1億円未満	100万円	80万円
1億円～5億円未満	200万円	150万円
5億円～10億円未満	300万円	250万円
10億円～50億円未満	400万円	
50億円～	500万円～	

通常再生予納金基準額表

負債総額(単位:円)	
5,000万円未満	200万円
5,000万円～1億円未満	300万円
1億円～5億円未満	500万円
5億円～10億円未満	
10億円～50億円未満	600万円
50億円～	700万円～